

福岡県公報

令和7年7月4日
第 609 号

目次

告 示 (第430号・第431号)

- 自衛官の募集 (行財政支援課) 1
- 建築基準法に基づく構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地の変更 (建築指導課) 2
- 落札者等の公示 (県土整備企画課) 2
- 開発行為に関する工事の完了 (開発・盛土指導課) 3
- 開発行為に関する工事の完了 (開発・盛土指導課) 3
- 土地改良区の解散の認可 (農村森林整備課) 3
- 開発行為に関する工事の完了 (開発・盛土指導課) 3
- 意見公募手続を実施しなかった理由等の公示 (環境保全課) 4
- 福岡県行政手続条例に基づく意見募集 (水田農業振興課) 4
- 令和7年度福岡県家畜講習会の開催 (畜産課) 4

公安委員会

- 運転免許取得者等教育の認定代表者の変更 (警察本部運転免許試験課) 5
- 運転免許取得者等検査の認定代表者の変更 (警察本部運転免許試験課) 6
- 猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会 (初心者に対する講習会) の開催 (警察本部生活保安課) 6
- 猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会 (経験者に対する講習会) の開催 (警察本部生活保安課) 6
- 猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習の開催 (警察本部生活保安課) 7
- クロスボウの取扱いに関する講習会 (経験者に対する講習会) の開

催 (警察本部生活保安課) 8

雑 報

○西日本宝くじ事務協議会公告の訂正 (財 政 課) 8

再 掲

○特定危険薬物の指定 (薬 務 課) 9

告 示

福岡県告示第430号

自衛隊法施行令 (昭和29年政令第179号) 第114条、第117条第1項及び第118条の規定により、自衛官の募集種目、募集期間、受験資格、試験期日及び受付場所を次のように告示する。

令和7年7月4日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 募集種目
航空学生 (海自・空自)
- 受付期間
令和7年7月1日 (火) から令和7年8月29日 (金) まで
- 応募資格
(1) 令和8年4月1日現在、海上自衛隊は18歳以上23歳未満の者、航空自衛隊は18歳以上24歳未満の者で日本国籍を有する者
(2) 詳細は、採用案内による。
- 試験期日
試験期日は次のとおりとするも、情勢により変更等する場合がある。その際は、受験者に対し個別に通知するとともに、自衛隊福岡地方協力本部のホームページ等により周知する。
(1) 第1次試験 (学科試験・適性検査)
令和7年9月20日 (土) 及び令和7年9月27日 (土) (予定)
(2) 第2次試験 (口述試験・身体検査・適性検査)
令和7年10月16日 (木) ~令和7年10月23日 (木) (予定)

(3) 第 3 次試験（身体検査・適性検査）

ア 海上要員

令和 7 年 11 月 21 日（金）～令和 7 年 12 月 17 日（水）（予定）

イ 航空要員

令和 7 年 11 月 15 日（土）～令和 7 年 12 月 18 日（木）（予定）

5 受付場所

受 付 場 所	名 称
福岡市博多区竹丘町 1－12 （電話 092－584－1881・1882・1883）	自衛隊福岡地方協力本部 募集課
北九州市小倉南区北方 5－1－1 （電話 093－963－7728又は093－963－3590）	自衛隊福岡地方協力本部 北九州出張所
遠賀郡芦屋町大字芦屋1455－1（芦屋基地内） （電話 093－223－0981）交換呼出	自衛隊福岡地方協力本部 芦屋地域事務所
築上郡築上町大字西八田無番地（築城基地内） （電話 0930－56－1150）交換呼出	自衛隊福岡地方協力本部 築城地域事務所
飯塚市川津639－1 （電話 0948－22－4847）	自衛隊福岡地方協力本部 飯塚地域事務所
春日市大和町 5－12（福岡駐屯地内） （電話 092－591－7450）	自衛隊福岡地方協力本部 春日分駐所
福岡市博多区博多駅南 2－1－5 博多サンシティビル 2 F （電話 092－414－5100）	自衛隊福岡地方協力本部 福岡地域事務所（博多）
福岡市東区名島 3－24－2 （電話 092－672－3255）	自衛隊福岡地方協力本部 福岡募集案内所（名島）
福岡市西区姪の浜 5－4－20 パールマンション 1 F （電話 092－891－7941）	自衛隊福岡地方協力本部 福岡西募集案内所（姪浜）
久留米市諏訪野町2401 （電話 0942－38－1616）	自衛隊福岡地方協力本部 久留米地域事務所
八女市稲富127番地 （電話 0943－24－5192）	自衛隊福岡地方協力本部 八女地域事務所
大牟田市宝坂町 1－2－9 （電話 0944－52－3810）	自衛隊福岡地方協力本部 大牟田地域事務所
柳川市三橋町下百町 6－7 （電話 0944－72－7794）	自衛隊福岡地方協力本部 柳川地域事務所

福岡県告示第431号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第77条の35の 8 第 2 項の規定に基づき、国土交通大臣の指定に係る指定構造計算適合性判定機関から業務を行う事務所の所在地の変更の届出があったので、同条第 4 項の規定により次のように公示する。

令和 7 年 7 月 4 日

福岡県知事 服部 誠太郎

名称	変更内容	変更前	変更後	変更年月日
一般財団法人日本建築総合試験所	事務所の所在地	大阪事務所 大阪市中央区内 本町二丁目 4 番 7 号	大阪事務所 大阪市中央区内 本町二丁目 4 番 7 号 東京事務所 東京都港区西新 橋一丁目 5 番 8 号	令和 7 年 7 月 1 日

公 告

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

令和 7 年 7 月 4 日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 落札に係る賃貸借契約の名称及び数量

土木情報システムに係るパーソナルコンピュータ等の賃貸借及び保守業務
（ノート型パソコン774台、デスクトップ型パソコン 4 台、プリンタ70台）

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 部局の名称

福岡県県土整備部県土整備企画課

(2) 所在地

福岡市博多区東公園 7 番 7 号

3 落札者を決定した日

令和7年5月30日

4 落札者の氏名及び住所

(1) 氏名

N E C キャピタルソリューション株式会社九州支店

(2) 代表者の住所

福岡市中央区天神一丁目10番20号

5 落札金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）

191,976,180円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札公告日

令和7年4月18日

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和7年7月4日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 開発区域に含まれる地域の名称

豊前市大字吉木204番26、204番28、204番30から204番44まで及び211番1

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

豊前市大字大村5番地1

有限会社羯磨

代表取締役 高橋 卓也

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和7年7月4日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 開発区域に含まれる地域の名称

（第三工区）

小郡市松崎字六本松200番1から200番6まで

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

（第三工区）

東京都千代田区霞が関三丁目2番5号

小郡開発特定目的会社

取締役 小形 聡

公告

次の土地改良区が土地改良法（昭和24年法律第195号）第67条第1項第1号に掲げる事由により解散したので、同条第3項の規定により公告する。

令和7年7月4日

福岡県知事 服部 誠太郎

土地改良区名	解散認可年月日
辻垣・道場寺・高瀬土地改良区	令和7年6月23日

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和7年7月4日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 開発区域に含まれる地域の名称

飯塚市太郎丸字宮崎784番1、784番3、785番1、785番3、788番、789番、790番1、791番1、791番2、792番1、792番2、795番1、796番1、796番5、796番6、799番1、800番1、801番1、802番1、803番1、804番1、805番1、805番2の一部、805番3の一部、805番5及び805番6、字五反田811番1及び811番3、字畑田908番

1 から908番10まで、909番1、909番3から909番7まで及び1605番1から1605番3まで並びに1456番1及び1456番5

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都千代田区神田三崎町三丁目3番21号

大和ハウスリアルティマネジメント株式会社

代表取締役 伊藤 光博

公告

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第4項第5号の規定に基づき、意見公募手続を実施しないで福岡県公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則の一部改正を行ったので、次のとおり公示します。

なお、関連資料については、福岡県ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、福岡県環境部環境保全課に備え置きます。

令和7年7月4日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 意見を募集しなかった理由

国の機関（環境省）が行政手続法（平成5年法律第88号）第39条第1項の規定による手続を実施して定めた水質汚濁防止法施行令及び建築基準法施行令の一部を改正する政令（令和6年政令第1号）等と実質的に同一の規則を定めるものであり、福岡県行政手続条例第37号第4項第5号に該当するため、同条例に定める意見公募手続を実施しなかったものです。

2 規則の公布日

令和7年5月23日

公告

農地法に基づく「申請に対する処分」に係る審査基準及び標準処理期間の一部改正案について、次のとおり意見を募集します。

令和7年7月4日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 意見募集期間

令和7年7月4日から令和7年8月4日まで

2 概要、受付方法等

関連資料については、福岡県ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、下記に備え置きます。

所 属 名	住 所
農林水産部水田農業振興課農地係	福岡市博多区東公園7番7号 福岡県庁北棟5階
福岡農林事務所農山村振興課農地係	福岡市中央区赤坂一丁目8番8号 福岡西総合庁舎6階
朝倉農林事務所農山村振興課農地係	朝倉市甘木2014番地1 朝倉総合庁舎2階
八幡農林事務所農山村・農業振興課地域振興・農地係	北九州市八幡西区則松三丁目7番1号 八幡総合庁舎4階
飯塚農林事務所農山村振興課農地係	飯塚市新立岩8番1号 飯塚総合庁舎4階
筑後農林事務所農山村振興課農地係	筑後市大字和泉606-1
行橋農林事務所農山村振興課農地係	行橋市中央一丁目2番1号 行橋総合庁舎3階

公告

家畜商法（昭和24年法律第208号）第4条の2第1項の規定により、令和7年度家畜商講習会を次のとおり開催する。

令和7年7月4日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 講習の目的

家畜の取引の業務に必要な知識の修得を図る。

2 講習の対象者

家畜の取引の業務を行うため家畜商免許を必要とする者

3 開催日時及び場所

日 時	場 所
-----	-----

令和7年10月7日（火曜日）	午前9時00分～ 午後5時00分	福岡市博多区東公園7番7号 福岡県庁地下1階行政1号会議室
令和7年10月8日（水曜日）	〃	

4 講習科目

科 目	時 間
家畜の取引に関する法令	4
家畜の品種及び特徴	4
家畜の悪癖、機能障害及び疾病	6

5 受講手続

(1) 提出書類

受講を申し込む者は、次の書類を提出すること。

なお、この申込みは福岡県簡易申請システムを使用して行うことができる。

ア 家畜商講習会受講申込書（以下「受講申込書」という。）

必要事項を記入し、写真（申込前6か月以内に撮影した上半身、無帽、正面向きのもの）を所定の位置に貼付すること。

イ 6の講習の特例措置の適用を受けようとする者は、獣医師免許証又は家畜人工授精師免許証の写し

(2) 提出先

福岡県農林水産部畜産課中小家畜係

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

(3) 提出期限

令和7年9月8日（月曜日）必着

(4) 受講申込書の配付

農林水産部畜産課又は福岡県の農林事務所で配付する。

(5) 受講手数料

3,100円（福岡県領収証紙又はキャッシュレス決済によること。）

講習会第1日目の受付手続時に支払うこと。

(6) 講習会の受付

講習会第1日目の午前8時30分から午前9時までに受付手続を済ませること。

なお、講習会開始後は受け付けない。

6 講習の特例措置

獣医師法（昭和24年法律第186号）第3条の規定による獣医師の免許を受けている者及び家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第16条第1項の規定による家畜人工授精師の免許を受けている者に対しては、家畜商法施行令（昭和28年政令第252号）第1条の4第1項第2号及び第3号に掲げる事項の講習の全部又は一部を免除する。

なお、講習の特例措置の適用を受けようとする者は、獣医師免許証又は家畜人工授精師免許証の写しを家畜商講習会受講申込書に添付し、提出すること。

7 修了証明書の交付

所定の講習科目を修了した者には、修了証明書を交付する。

8 その他

(1) 受講者は、筆記用具を持参すること。

(2) 講習会で使用するテキスト「家畜取引の知識改訂版」（3,500円）は、講習会当日に講習会会場受付においてあっせんする（支払いは、現金に限る。）。

(3) 受講手続その他の手続についての問合せは、農林水産部畜産課又は福岡県の農林事務所に対して行うこと。

公安委員会

福岡県公安委員会告示第199号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の32の2第1項の規定に基づく、運転免許取得者等教育の認定（令和4年9月福岡県公安委員会告示第218号）の一部を次のように改正する。

令和7年7月4日

福岡県公安委員会

表中

日本地所建設株式会社 北九州市八幡西区御開3丁目38番1号 東 秀一	八幡自動車学校 北九州市八幡西区御開3丁目38番1号
--	-------------------------------

を

日本地所建設株式会社 北九州市八幡西区御開 3 丁目38番 1 号 行 實 悟	八幡自動車学校 北九州市八幡西区御開 3 丁目38番 1 号
---	-----------------------------------

に改める。

福岡県公安委員会告示第200号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の32の3第1項の規定に基づく、運転免許取得者等検査の認定（令和4年9月福岡県公安委員会告示第219号）の一部を次のように改正する。

令和7年7月4日

福岡県公安委員会

表中

日本地所建設株式会社 北九州市八幡西区御開 3 丁目38番 1 号 東 秀一	八幡自動車学校 北九州市八幡西区御開 3 丁目38番 1 号
--	-----------------------------------

を

日本地所建設株式会社 北九州市八幡西区御開 3 丁目38番 1 号 行 實 悟	八幡自動車学校 北九州市八幡西区御開 3 丁目38番 1 号
---	-----------------------------------

に改める。

福岡県公安委員会告示第201号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項の規定に基づく猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会（初心者に対する講習会）を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第21条第2項の規定により告示する。

令和7年7月4日

福岡県公安委員会

1 講習会の日時、場所

(1) 講習会の日時

令和7年8月28日（木） 午前10時00分から午後5時30分までの間

(2) 講習会の場所

福岡市中央区天神一丁目3番33号 中央警察署 会議室

(3) 受講対象者

福岡県内に住所を有する者

(4) 受講可能人員

20名

2 講習の科目

時 間	科 目
午前10時00分～午後3時30分	猟銃及び空気銃の所持に関する法令 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い
午後3時30分～午後4時30分	講習結果に対する考査
午後4時30分～午後5時30分	考査結果の公表 (合格者に対する講習修了証明書の交付)

3 注意事項

- (1) 受講希望者は、講習受講申込書に所定の事項を記入し、写真（申込み前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3センチメートル、横2.4センチメートルのもの）を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- (2) 上記申込みは、受講日の1週間前までにすること。
- (3) 受講申込者は、申込みの際に手数料6,900円（福岡県領収証紙）を納付すること。
- (4) 講習会の当日は、筆記用具（ボールペン）、講習通知書及びテキスト「猟銃等取扱読本」を必ず持参すること。
- (5) 講習会に関する問い合わせは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。
- (6) 会場の都合等により、講習会の場所が隣接警察署等に変更となる場合もあるが、その場合は、事前に受講希望者に連絡する。

福岡県公安委員会告示第202号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項の規定に基づく猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会（経験者に対する講習会）を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第21条第2項の規定により告示する。

令和 7 年 7 月 4 日

福岡県公安委員会

1 講習会の日時、場所

日 時	場 所	開催警察署
令和 7 年 8 月 5 日（火） 午後 1 時 30 分～午後 4 時 30 分	福岡市東区箱崎 7 丁目 8 番 2 号 東警察署 会議室	東警察署
令和 7 年 8 月 20 日（水） 午後 1 時 30 分～午後 4 時 30 分	北九州市若松区くさのうみ中央 1 番 1 号 若松警察署 会議室	若松警察署

2 講習の科目

- (1) 猟銃及び空気銃の所持に関する法令
- (2) 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い
- (3) 教養効果測定

3 注意事項

- (1) 受講希望者は、講習受講申込書に所定の事項を記入し、写真（申込み前 6 か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦 3 センチメートル、横 2.4 センチメートルのもの）を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- (2) 上記申込みは、受講日の 1 週間前までにすること。
- (3) 受講申込者は、申込みの際に手数料 3,000 円（福岡県領収証紙）を納付すること。
- (4) 講習会の当日は、筆記用具、講習通知書及びテキスト「猟銃等取扱いの知識と実際」を必ず持参すること。
- (5) 講習会に関する問い合わせは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。
- (6) 会場の都合等により、講習会の場所を変更する場合がある。その場合は、事前に受講希望者に連絡することとなるので注意すること。

福岡県公安委員会告示第 203 号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和 33 年法律第 6 号）第 5 条の 5 第 1 項に基づく猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習（技能講習）を次のとおり開催するので告示する。

令和 7 年 7 月 4 日

福岡県公安委員会

1 散弾銃技能講習

日 時	場 所	射撃方法	受講可能人員
令和 7 年 9 月 11 日（木） 午前 9 時 00 分～午後 5 時 00 分	筑紫野市大字柚須原 223 番地 25 福岡県立総合射撃場	トラップ射撃	18 名
令和 7 年 9 月 18 日（木） 午前 9 時 00 分～午後 5 時 00 分	筑紫野市大字柚須原 223 番地 25 福岡県立総合射撃場	トラップ射撃	18 名

2 ライフル銃技能講習・ライフル銃及び散弾銃以外の猟銃技能講習

日 時	場 所	射撃方法	受講可能人員
令和 7 年 9 月 11 日（木） 午前 9 時 00 分～午後 5 時 00 分	筑紫野市大字柚須原 223 番地 25 福岡県立総合射撃場	大口徑 ライフル射撃	15 名

3 注意事項

- (1) 受講希望者は、技能講習受講申込書に所定の事項を記入し、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- (2) 上記申込みは、受講日の 1 か月前までに申し込むこと。
- (3) 受講申込者は、申込みの際に手数料 14,000 円（福岡県領収証紙）を納付すること。
- (4) 講習の当日は、所持許可証、技能講習通知書、技能講習に用いる銃砲及び当該銃砲に適合し、かつ、福岡県立総合射撃場で使用可能な実包を必ず持参すること。
- (5) 講習の当日は、耳栓、ベスト、雨具等射撃する際に必要な用具を必ず持参すること。
- (6) 講習時間の都合上、射撃の練習を行う時間がないので、受講者は、事前に射撃の練習をするように努めること。
- (7) ライフル銃技能講習と散弾銃技能講習を同一日に受講することはできないので、各々別の日に受講すること。
- (8) 講習に関する問い合わせは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。
- (9) 気象状況等により講習時間を変更する場合は、福岡県立総合射撃場が、事前に受

講希望者に連絡する。

福岡県公安委員会告示第204号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3の2第1項の規定に基づくクロスボウの取扱いに関する講習会（経験者に対する講習会）を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第24条第2項の規定により告示する。

令和7年7月4日

福岡県公安委員会

1 講習会の日時、場所

(1) 講習会の日時

令和7年8月10日（日）午前9時00分から午後0時00分までの間

(2) 講習会の場所

福岡市博多区東公園7番7号

福岡県警察本部4階 生活安全部会議室

(3) 受講対象者

福岡県内に住所を有する者

2 講習の科目

(1) クロスボウの所持に関する法令

(2) クロスボウの使用、保管等の取扱い

(3) 教養効果測定

3 注意事項

(1) 受講希望者は、講習受講申込書に所定の事項を記入し、写真（申込み前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3センチメートル、横2.4センチメートルのもの）を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。

(2) 上記申込みは、受講日の1週間前までにすること。

(3) 受講申込者は、申込みの際に手数料3,000円（福岡県領収証紙）を納付すること。

(4) 講習会の当日は、筆記用具、講習通知書及びテキスト「【経験者用】クロスボウ

取扱読本」を必ず持参すること。

(5) 講習会に関する問い合わせは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。

(6) 会場の都合等により、講習会の場所を変更する場合がある。その場合は、事前に受講希望者に連絡することとなるので注意すること。

雑 報

西日本宝くじ事務協議会公告

西日本宝くじ事務協議会公告（福岡県公報第605号）において、発売総額及び通数に誤りがあったので、次のとおり訂正する。

令和7年7月4日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 服部 誠太郎

1 名 称 第2516回西日本宝くじ

2 発売総額及び通数 350,000,000円
1組10万通 35組

3 証 票 金 額 1枚 100円

4 発 売 期 間 令和8年2月18日から
令和8年3月10日まで

5 当 せ ん 金 の 総 額 発売総額に対し 152,400,000円

6 委 託 対 象 事 務 当せん金付証票の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務

7 売 り さ ば き 及 び
当せん金支払手数料 発売総額に対し 23,965,590円

8 そ の 他 発 売 経 費 発売総額に対し 34,125,000円

9 受 託 申 請 期 限 令和7年7月7日

再 掲

福岡県公告式条例（昭和25年福岡県条例第46号）第4条第2項において準用する同条例第2条第2項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県告示第429号の2

福岡県薬物の濫用防止に関する条例（平成26年福岡県条例第57号）第14条第1項の規定により、特定危険薬物を次のとおり指定する。

令和7年7月3日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 特定危険薬物の名称

- (1) 化学名 1－（ベンゾ〔d〕〔1, 3〕ジオキサール－5－イル）－2－（シクロヘキシルアミノ）プロパン－1－オン及びその塩類
- (2) 化学名 2－{2－[(4－エトキシフェニル)メチル]－5－ニトロ－1H－ベンゾ〔d〕イミダゾール－1－イル}－N－エチルエタン－1－アミン及びその塩類
- (3) 化学名 (8R)－6－アリル－N, N－ジエチル－1－（チオフェン－2－カルボニル）－9, 10－ジデヒドロエルゴリン－8－カルボキシアミド及びその塩類

2 指定の理由

他の地方公共団体の条例に基づき、大臣指定薬物に準じる手続による科学的知見に基づく検証を経て大臣指定薬物に準じる規制が行われることになったため。

3 施行期日

令和7年7月4日